

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
地域日本語教育実践プログラムの選考方法について

平成24年 4月17日
文化庁次長決定
平成24年11月26日
平成25年12月10日
平成27年12月 8日
平成28年11月24日
平成29年12月12日
平成30年12月 3日
令和 元年11月25日
令和 3年 1月26日
令和 3年11月15日
一 部 改 正

1 書類審査

企画の選考に当たっては、提出された企画書等書類に基づき書類審査を行う。

書類審査は、文化庁に設置する「生活者としての外国人」のための日本語教育事業企画・評価会議（以下「企画・評価会議」という。）の各委員が、下記の審査項目について、次の得点基準により審査する。

企画・評価会議の各委員が審査した各審査項目の合計の平均を当該企画の得点とする。

(1) 得点基準1〔審査項目①～⑤（5分類11項目）〕

とても優れている＝10点 優れている＝9点 やや優れている＝7点
普通＝5点 やや劣っている＝3点 劣っている＝1点
審査の対象となる審査項目として認められる内容がない＝0点

(2) 得点基準2〔審査項目⑥〕

下記の評価基準に基づき、認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

〔審査項目⑦の評価基準〕

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等
 - ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2.3点
 - ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝3.3点
 - ・認定段階3＝4.4点
 - ・プラチナえるぼし認定＝5.8点
 - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1.2点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
 - ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定に

- よる経過措置により認定) = 2. 3点
- ・新くるみんな認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準により認定) = 2. 7点
- ・プラチナくるみんな認定 = 3. 3点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定
 - ・ユースエール認定 = 3. 3点
- 上記に該当する認定等を有しない = 0点

(3) 審査項目

① 事業の目的・目標及び成果

- 事業の目的が「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の目的にかなっていること。
- 適切な目標が設定されており、かつ事業の成果の検証方法が具体的に示されていること。

② 事業実施体制

- 事業実施に必要な人員及び組織体制が整っていること。
- 地方公共団体や企業、その他の日本語教育関係者・団体など、事業実施に必要な関係者及び関係機関との連携体制がとられるようになっていること。
- 事業の成果を広域に普及させるなどの役割を担うことが期待できること。

③ 実績

- 事業を効果的に実施するために必要な日本語教育関係事業の実績を有していること。

④ 事業内容

- 地域日本語教育実践プログラム
 - (ア) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の特定のニーズまたは課題解決のための先進的な日本語教育の提案
 - 一 着目する特定のニーズまたは課題が適切なものであり、その対応としての日本語教育を十分に検討する計画であること。
 - 二 取組に先進性があり、日本語教育の体制整備につながる内容となっていること。
 - (イ) 日本語教育の実施
 - 実施される日本語教育の内容が先導的事例としてふさわしいこと。また、他の団体が実施する日本語教育にも応用して活用できるような工夫がなされていること。
 - (ウ) 取組の成果の発信や普及及び一般に対する日本語教育への理解の促進
 - 取組の成果が他地域や同様の特定のニーズを抱える団体等に発信・普及されるとともに、本事業で取り組む日本語教育の必要性を一般に理解されるものとする取組が盛り込まれていること。

⑤ 経費の妥当性

- 事業の内容に対して、妥当な経費が示されていること。また、効率的な運営がなされる工夫が盛り込まれていること。

⑥ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

(4) 書類審査における選考

書類審査において、審査項目①～⑤について企画・評価会議の委員の半数以上が0点とした審査項目が1つ以上ある企画については、不合格とする。

2 企画・評価会議における選考

書類審査を経た企画については、企画・評価会議の議を経て選考する。企画・評価会議においては、得点の高いものから地域の実情等を総合的に判断し、予算の範囲内において選考する。ただし、選考する企画について、企画書に記載された事業経費予定額より低い額でもって選考する場合がある。

3 企画・評価会議委員の遵守事項

(1) 審査の公正、公平性の確保

企画・評価会議委員は、申請する団体から何らかの不正な働きかけがあった場合は必ず事務担当者にそのことを申し出なければならない。また、企画・評価会議委員と申請する団体の間に利害関係が生じている場合は、原則として、(3) 利害関係者に対する審査のとおり取り扱うものとする。

(2) 利害関係者の範囲

- ① 申請する団体の企画提案書の中に、何らかの形で企画・評価会議委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 企画・評価会議委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 企画・評価会議委員自身が、過去5年以内に申請する団体から寄付を受けている場合
- ④ 企画・評価会議委員自身が、過去5年以内に申請する団体と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を企画・評価会議委員自身が受けている場合
- ⑤ 企画・評価会議委員自身と申請する団体との間に、過去5年以内に取引が有り、かつ競争参加者からその対価を企画・評価会議委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 企画・評価会議委員自身が、申請する団体の発行した株式または新株予約権を保有している場合

(3) 利害関係者に対する審査

企画・評価会議委員は、審査開始までに、利害関係を有している場合は書面で事務担当者に提出しなければならない。そして、利害関係を有している場合は、以下に従って処理しなければならない。

- ① 企画・評価会議委員と申請する団体との関係性が「利害関係者の範囲」に該当する場合

企画・評価会議委員は、その利害関係を有している申請する団体の審査から外れなければならない。

- ② それ以外の関係性を有している場合

企画・評価会議委員は、「利害関係者の範囲」に該当していなくとも、申請する団体（申請する団体が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性を有している場合も、その申請する団体の審査から外れなければならない。この場合の見極めの判断は、企画・評価会議において行う。

企画・評価会議は、申し出のあった企画・評価会議委員以外の委員の中から委員長を決め、当該企画・評価会議委員から説明を求めるなどにより審査への参加の是非を判断しなければならない。なお、企画・評価会議はその判断を拒否することも

できる。この場合、当該企画・評価会議委員はその申請する団体の審査からは必ず外れなければならない。また、当該企画・評価会議委員自らがその申請する団体の審査から外れる旨を文書にて申し出た場合も当該団体の審査から必ず外れなければならない。

(申請する団体との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性の例)

- ・親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・緊密な共同研究を行う関係（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆若しくは同一目的の研究會メンバーにおいて緊密な関係にある者）
- ・大学、国立研究開発法人等の研究開発期間において同一の学科、研究室等又は同一の企業の同一部署に所属している者
- ・密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係
- ・提案の採否又は審査が委員の直接的な利益に繋がると見なされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係

③ 企画・評価会議委員の再選定

企画・評価会議委員が審査から外れることによって2名以下で審査しなければならない申請案件が一つでもある場合は、該当する企画・評価会議委員を選定し直さなければならない。

(4) 秘密保持

企画・評価会議委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請する団体の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはならない。また、企画・評価会議委員として取得した情報（企画提案書類等の各種資料を含む。）は、厳重に管理しなければならない。